

I 2016（平成 28）年度

「経営系専門職大学院認証評価（追評価）」の結果について

(1) 大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価

本協会の評価事業は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人 大学基準協会定款第3条）ことを目的としております。経営系専門職大学院認証評価事業については、より具体的には

- ① 本協会が定める経営系専門職大学院基準に適合していることをもって、社会に対しその質を保証する
- ② 評価結果の提示とその後の改善報告書の提出、その検討というアフターケアを通じて、当該大学経営系専門職大学院の改善を支援する

という目的の下に行っています。

こうした目的の下、2008（平成20）年度より経営系専門職大学院認証評価を開始いたしました。特に、社会に対して保証する「質」については、当該経営系専門職大学院が法令上の基準を遵守した上で、自身の掲げる目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムを持っていることの2点を重視しています。

(2) 追評価について

本協会の経営系専門職大学院認証評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合していないと判定された大学は、その判定に至った問題事項を対象とする追評価を申請することができます。追評価申請に際して、申請大学は「不適合」判定の問題事項に対する追評価改善報告書を本協会に提出し、これを受けて本協会は、経営系専門職大学院認証評価委員会において評価のうえ、改めて「適合」又は「不適合」の判定を行います。なお、追評価の申請は、経営系専門職大学院認証評価を受けた翌年度又は翌々年度に限られています。また、追評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合していないと判定された大学が、改めて追評価を申請することはできません。

(3) 経営系専門職大学院認証評価（追評価）の組織体制

2016（平成28）年度の経営系専門職大学院認証評価（追評価）においては、下記申請経営系専門職大学院に対応して次のような組織体制を整え、具体的な評価活動を行いました。

経営系専門職大学院認証評価（追評価）の中心となる経営系専門職大学院認証評価委員会（委員20名）の下に、2の追評価分科会を設置し、6名の主査・委員がこれに参加して、評価にあたりました。追評価分科会主査・委員は、経営系大学院を設置する大学によって当該経営系大学院から推薦された候補者の中から、理事会が選出した者によって構成されています（2016（平成28）年度の経営系専門職大学院認証評価（追評価）の組織体制については【資料1】、委員会、分科会等の名簿については【資料2】参照）。

(4) 2016 (平成 28) 年度 経営系専門職大学院認証評価 (追評価) への申請経営系専門職大学院

(国 立) 長岡技術科学大学大学院技術経営研究科システム安全専攻
(株 立) ビジネス・ブレイクスルー大学大学院経営学研究科経営管理専攻

(5) 経営系専門職大学院認証評価 (追評価) の経過

① 書面による評価

上記追評価分科会に関わる主査・委員は評価者研修セミナーに参加した後、申請のあった経営系専門職大学院から提出された資料を基に、各委員が評価所見をまとめ、各委員の評価所見を基に主査が分科会報告書(原案)を執筆し、分科会に臨みました。分科会では、分科会報告書(原案)をたたき台として書面による評価を行い、その結果を主査が執筆して分科会報告書(案)として取りまとめました。

② 経営系専門職大学院認証評価 (追評価) における実地調査の実施

上記追評価分科会における書面評価の結果、経営系専門職大学院認証評価(追評価)に申請のあった上記経営系専門職大学院を訪問し、その改善状況を確認する必要があると判断したため、実地調査を実施することとしました。

実地調査の目的は評価の正確さを期すことにあります。実地調査の当日は、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、資料の閲覧を行いました。これらの取組みにより、実地調査の実効性を高めることに努めました。

③ 経営系専門職大学院認証評価委員会における追評価結果(案)の作成

実地調査等の結果を反映させた上で提出された追評価分科会の分科会報告書(最終)をもとに、経営系専門職大学院認証評価委員会正・副委員長会で作成した評価結果(委員長案)を経営系専門職大学院認証評価委員会で審議し、委員会としての評価結果(委員会案)を作成しました。その後、同委員会案を申請経営系専門職大学院に送付しました。

評価結果(委員会案)を受け取った経営系専門職大学院は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。今年度は、上記経営系専門職大学院から意見申立がなされました。経営系専門職大学院認証評価委員会では、上記経営系専門職大学院から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の採否を審議しました。

④ 理事会による追評価結果の承認

意見申立の手続により必要な修正を行った評価結果(最終案)については2017(平成29)年2月21日開催の第507回理事会に諮りました。その結果、2016(平成28)年度に経営系専門職大学院認証評価(追評価)を申請した上記経営系専門職大学院の評価結果について承認されました。

(5) 異議申立審査会による審査結果（案）の作成

経営系専門職大学院認証評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合していないと判定された大学は、その判定の基礎となる事実と誤認がある場合、「異議申立」を行うことができます。今年度は、経営系専門職大学院基準に適合していないと判定した1経営系専門職大学院から3月27日付文書にて異議申立がなされました。これを受け、異議申立審査会では、申請経営系専門職大学院から提出された異議申立理由を基に事実誤認の有無と異議申立の採否を審議し、異議申立に対する審査結果（案）を作成しました。

(6) 理事会による裁決及び追評価結果の承認

異議申立審査会による異議申立に対する審査結果（案）については、理事会に諮られ、その結果、異議申立に対する審査結果は承認され、評価結果を一部修正することとしました。

(6) 経営系専門職大学院認証評価（追評価）結果の概要

2016（平成28）年度に経営系専門職大学院認証評価（追評価）を申請した上記経営系専門職大学院については、追評価の結果、2014（平成26）年度の経営系専門職大学院認証評価において指摘した問題がすべて改善されているものとは認められなかったことから、本協会の定める経営系専門職大学院基準に適合していないと判定し、本年度の経営系専門職大学院認証評価（追評価）が終了しました。

なお、2016（平成28）年度に経営系専門職大学院認証評価（追評価）を受けた経営系専門職大学院の評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 申請経営系専門職大学院に対する認証評価（追評価）結果」をご参照ください。

(7) 教育課程又は教員組織の重要な変更に伴う届出について

本協会の経営系専門職大学院認証評価を受けた経営系専門職大学院を設置する大学は、次の認証評価を受ける前に、当該経営系専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合に、変更にかかる事項について本協会に届け出ることが義務づけられています。

この届出がなされた場合、経営系専門職大学院認証評価委員会は、当該経営系専門職大学院の意見を聞いた上で、必要に応じ、当該経営系専門職大学院の認証評価結果に当該事項を付記するなどの措置を講じることになります。

(8) 大学基準協会の評価の充実に向けて

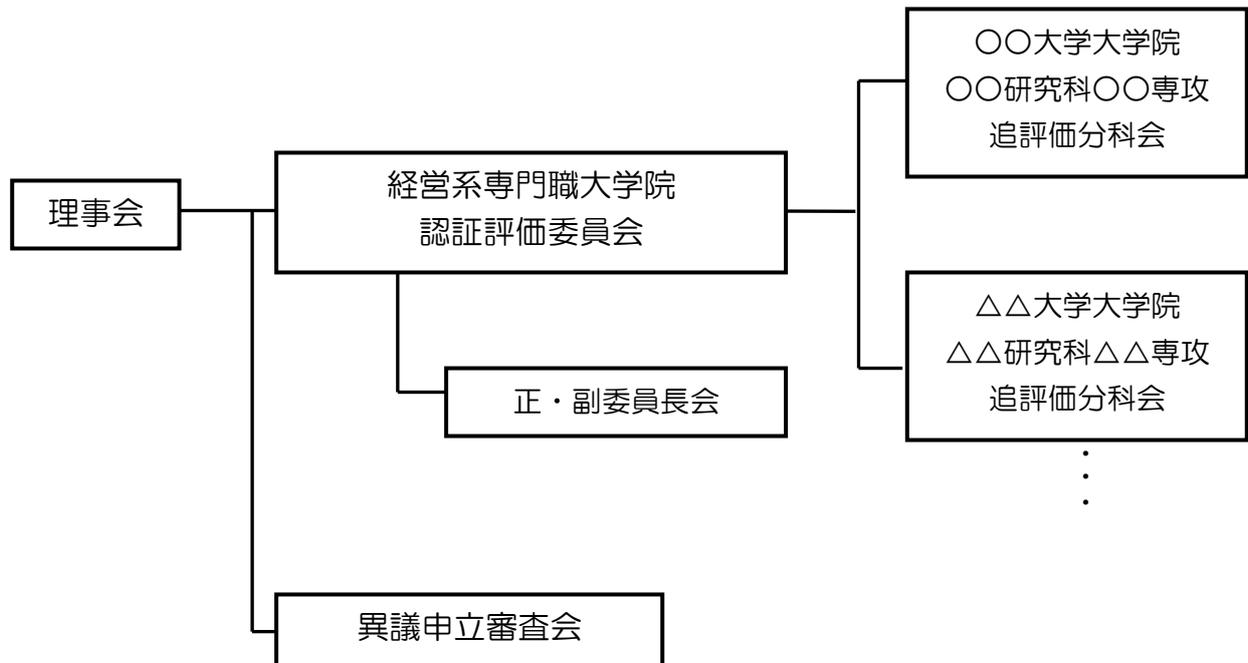
多角的な大学評価システムが誕生しつつある中、2004（平成16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透明性・公正性の高い「第三者評価機関」として中心的な役割を果たすべく、評価システ

ムの改善・充実に取り組んでいます。例えば、書面評価の方法や実地調査の充実をはじめとする評価プロセスの改善など、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える評価を発展させる努力を行ってまいります。何とぞご支援をいただきますようお願いいたします。

資 料 編

経営系専門職大学院認証評価（追評価）組織体制図



平成28年度 経営系専門職大学院認証評価関係委員会等 名簿

(平成28年9月20日現在)

平成28年度 経営系専門職大学院認証評価委員会 名簿

役名	氏名	所属名
委員長	坂本正典	東京理科大学
副委員長	小西龍治	(元)グラクソ・スミスクライン株式会社
副委員長	藤村博之	法政大学
委員	浅羽茂	早稲田大学
委員	石野洋子	山口大学
委員	加登豊	同志社大学
委員	蟹江章	北海道大学
委員	國部克彦	神戸大学
委員	斎藤聖美	ジェイ・ボンド 東短証券株式会社
委員	佐藤智恵	日本ユニシス株式会社 社外取締役
委員	関口和一	日本経済新聞社
委員	田中秀穂	芝浦工業大学
委員	遠山亮子	中央大学
委員	鳥取部真己	北九州市立大学
委員	中村洋	慶應義塾大学
委員	永山治	中外製薬
委員	平松拓	九州大学
委員	藤森義明	株式会社 LIXIL グループ
委員	油谷博司	関西学院大学
委員	横山研治	立命館アジア太平洋大学

平成 28 年度 経営系専門職大学院追評価分科会 名簿

長岡技術科学大学大学院技術経営研究科システム安全専攻

役 名	氏 名	所 属 名
主 査	田 中 秀 穂	芝 浦 工 業 大 学
委 員	鈴 木 智 弘	信 州 大 学
委 員	鳥 取 部 真 己	北 九 州 市 立 大 学

ビジネス・ブレイクスルー大学大学院経営学研究科経営管理専攻

役 名	氏 名	所 属 名
主 査	藤 村 博 之	法 政 大 学
委 員	平 松 拓	九 州 大 学
委 員	中 村 洋	慶 應 義 塾 大 学

平成 28 年度 異議申立審査会 名簿

役 名	氏 名	所 属 名
審 査 長	井 上 琢 智	元 関 西 学 院 大 学
委 員	小 田 原 健	毎 日 新 聞 社
委 員	島 岡 清 美	堀 法 律 事 務 所
委 員	須 崎 將 人	ソフ ト バ ン ク グ ル ー プ 株 式 会 社
委 員	仙 波 憲 一	青 山 学 院 大 学